

筑後市入札説明書（条件付一般競争入札）

1. 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはけません。
工事請負契約約款に、談合の事実があった場合には、請負代金の10分の2の損害賠償を請求する旨の特約条項を設けています。
2. 入札は原則として郵便入札によって行います。郵便入札要領を参照のうえ入札して下さい。
3. **入札参加業者名の非公表**
競争入札参加業者は、事前公表をしません。入札終了後に、競争入札結果（参加業者名、落札額等）を公表します。
なお、予定価格と、設計額130万円以上の工事に設定する最低制限価格は、事前公表します。
4. 予定価格を公表している建設工事の入札において、入札額が予定価格を超えた場合は失格とします。
最低制限価格を設定している建設工事の入札において、入札額が最低制限価格を下回った場合は失格とします。
5. 建設工事の入札は、工事費内訳書の提出を義務付けます。工事費内訳書は、入札書と一緒に提出してください。工事費内訳書の提出がない場合は失格とします。また、工事費内訳書の記入については次の各号に掲げるところにより行うものとします。
 - (1) **工事費内訳書を記入、提出するのは、工事設計書の上部に○印をつけたページの項目です。（○印がない場合は別途指示します。）**
また、工事費内訳書には必ず会社名（共同企業体名）を記入してください。
 - (2) 工事費内訳書の金額と入札書のコピー金額は同じであること。工事費内訳書のコピー金額と入札書のコピー金額が同額でない場合は失格とします。（消費税等抜きのコピー金額）
 - (3) 工事費内訳書の積算金額は積み上げ方式で行い、値引き等による調整はしないこと。値引き等による調整があった場合は失格とします。ただし、端数調整分は値引きにはあたらないものとします。
 - (4) **鉛筆書きでの内訳書の記入をしないでください。**
6. 落札者の決定にあたっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。但し、同価格の入札があったときは、くじによって落札者を決定します。
7. 郵便入札の場合、辞退等により入札参加者が1者となった場合でも、入札は有効とします。
8. 工事を落札した場合は、同一入札日の以後の落札した工種と同工種の入札は辞退をお願いします。この場合の入札書の取扱いは、開封せずにその旨を記した書面に貼付の上保存します。（後日辞退届を提出してください。）

9. 開札には、当該案件入札参加者のうちから2者以上を選任し、立ち会っていただきます。立会人に選任された者には、入札参加申請書提出後に立会人選任通知書をお送りします。立会者は、入札参加者又は入札参加者の委任(様式第4号)を受けた代理人でなければなりません。この場合、入札参加者は、他の入札参加者の代理人となることはできません。選任された立会者以外の者が立会を希望する場合には、入札書の到着期限日時までにFAXで立会希望届(様式第5号)を提出してください。
 10. 入札結果は、直ちにFAXで落札者に通知しますので、電話で契約管財課まで着信の連絡をしてください。
 11. 落札者は、落札決定後原則として7日以内に契約を締結しなければなりません。
 12. 500万円以上の工事の場合はCORINS登録をしなければなりません。
 13. 以上のほか、筑後市契約規則(平成7年3月31日規則第11号)及び入札に関する法令を守らなければなりません。
- ※ 入札書等の様式は、「筑後市役所のホームページ」の「事業者の方へ」⇒「入札・契約情報」⇒「郵便入札各種様式」から印刷してください。
ただし、こちらから指定した様式を添付している場合はこの限りではありません。
筑後市役所のホームページ <http://www.city.chikugo.lg.jp/>
- ※ 落札された業者へのお願い
本市では、地場産業の育成・活性化の推進を行っております。この趣旨をお汲み取りいただき、地場業者・地場製品のより一層の活用をお願いいたします。